

		会社法条文	定款による要件緩和	2/3以上	1/2超	1/3超	1/10以上	3/100以上	1/100以上	
基本的事項	定款変更	309②十一 466		○	●	●				①
	資本の減少	309②九 447①②		○	●	●				
	継続	309②十一 473		○	●	●				
	合併	309②十二		○	●	●				②
	分割	783①		○	●	●				②
	株式交換	795①		○	●	●				②
	株式移転	804①		○	●	●				②
	解散	309②十一		○	●	●				
	解散請求権	833①	可	◎	◎	◎	◎			③
営業	事業の全部 または重要な 一部の譲	309②十一 467①一二		○	●	●				
	事業全部の 賃貸	309②十一 467①四		○	●	●				
	事業全部の 譲受	309②十一 467①三		○	●	●				
取締役等	取締役等の 選任・解任	329① 339① 341		○	●	●				④
	取締役等の 解任請求権	854①	可	◎	◎	◎	◎	◎		③
株主総会等	株主総会の 議案提案権	303	可	◎	◎	◎	◎	◎	◎	⑤
	総会検査役 の選任請求 権	306①②	可	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	株主総会の 招集請求権	297①②	可	◎	◎	◎	◎	◎		
	株主総会の 延期・続行	317		○	○					
	剰余金の配 当	454①		○	○					⑥
その他	役員報酬決 定	361①		○	○					
	会計帳簿の 閲覧	433①	可	◎	◎	◎	◎	◎		③
	検査役選任 請求権	358①	可	◎	◎	◎	◎	◎		③
	新株の有利 発行	199③ 309②五		○	●	●				
	特別清算申 立	511①		◎	◎	◎	◎	◎	◎	

○可決できる  
●否決できる  
◎請求できる

- ①定足数につき、定款で3分の1まで引き下げることができるだけでなく、決議要件を3分の2以上に引き上げることも可能となった(309②)。  
②簡易組織再編、略式組織再編に該当する場合には総会決議は不要(784、796、805)。また、一定の場合には、特殊決議が必要(309③二三)  
③議決権ベースのみならず、株式(出資)ベース(自己株式を除く)で3%以上を有する株主も閲覧・謄写請求が可能  
④監査役および累積投票で選任された取締役の解任については、特別決議が必要(309②七)  
⑤取締役会を設置しない会社では、単独株主権となった。  
⑥一定の条件(会計監査人設置会社+取締役の任期が1年を超えない+監査役会設置会社または委員会設置会社)のもと、剰余金の配当等に係る一定の事項を取締役会の決議で行うことができる旨の定款の定めをおくことが可能(459①)  
また、配当財産が現物配当である場合には、株主に金銭分配請求権を与える場合を除き、株主総会の特別決議による必要がある(454④、309②十、459①但書)